

立入検査結果通知書

平成 27 年 2 月 27 日

東京消防庁 石神井消防署
階級
氏名

あなたが適法に維持管理すべき下記の消防対象物について、平成 27 年 2 月 27 日消防法第 4 条及び第 10 条等に基づき立入検査を行ったところ、違反指摘事項について火災予防上の不備欠陥が認められますので、速やかに改善するよう通知します。

~~（消防法第 36 条第 1 項に規定する防災行政の状況にこの検査を含む。）~~

記

対象物番号 09481-T0001

名 称	事業所名 ()						
所 在 地	電話						
建 築 物 等	用 途	5 項口	構 造	防火	建築面積	94.99 m ²	
	取 扱 人 員	6 号人	階 層	2 / 0	延べ面積	176.97 m ²	
	着 工 年 月 日	平成 22 年 8 月 23 日	増・改築年月日	年 月 日			
違 反 指 摘 事 項							
検 査 日	判定	違 反 指 摘 内 容				指摘コード	
消 防 法 令 関 係	1	防火管理者未選任、選解任届未届 (法8-1、条例)					
	2	消防計画未作成、未届 (法8-1、令3の2、則3、条例)					
	3	消火・避難訓練等未実施 (法8-1、令3の2、則3、条例)					
	4	自主検査未実施 (法8-1、令3の2、則3、条例)					
	5	統括防火管理者未選任、選解任届未届 (法8の2-1)					
	6	全体の防火管理に係る消防計画未作成、未届 (法8の2-1、令4の2、則4)					
	7	防火対象物点検結果未報告、虚偽の報告、紛らわしい点検表示又は特例認定表示 (法8の2の2、8の2の3) 点検報告日 (年 月 日)					
	8	危険物等の無許可・無届貯蔵、取扱い (法9の3、9の4、10-1、条例)					
	9	物件等による避難障害 (法9の2の4、条例)					

7	物件等による防火戸等閉鎖、作動障害（法8の2の4、条例）			
8	消防用設備等未設置（法17-1、条例）			
9	自動火災報知設備（住戸用及び共同住宅用を含む。）の電源遮断、音響停止（法17-1、令21、29の4、条例）			
10	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果未報告（法17の3の3） 点検報告日（平成19年8月2日）	×	消火器、漏火報点検未実施	
11	消火活動上必要な施設の操作障害、使用障害（法17-1、令27～29の2、条例）			
12	火気使用設備、電気設備、ガス器具等の不備による出火危険（法9、条例）			
13	避難施設構造不適（建基法35、36）			
14	防火区画等構造不適（建基法35、36）			
15	主要構造部構造不適（建基法21、27、35の3、61、62、都条例）			
16	非常用進入口等機能不良（建基法35、36）			
17	その他			
注1 判定欄の記載 ×（不備欠陥） ⊗（即時改修） /（事後改修） 注2 法令の略称 法（消防法） 令（消防法施行令） 則（消防法施行規則） 条例（火災予防条例） 建基法（建築基準法） 都条例（東京都建築安全条例）				
検査立会者		検査員		
問合せ先				
備	1 違反指摘事項については、その改修状況及び改修計画を 平成24年9月26日までに 滝野川消防署長 に報告してください。			
考	2 点検検査未実施前所長管理南 なお、改修状況又は改修計画が報告されない場合は、消防法に基づき措置をとることがあります。			

(C) 交付用